

38 国税庁の使命

使命： 納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

39 平成20事務年度国税庁が達成すべき目標に対する 実績の評価に関する実施計画(抄)

実績目標 2 : 酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標に関する基本的考え方

国税庁においては、酒税の賦課及び徴収のほか、酒類業の業種所管庁として、酒類業の健全な発達を図っています。

そのため、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化、更には規制緩和の進展などの社会経済情勢の変化に対応し、酒税の確保及び酒類の取引の安定にも配慮しつつ、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

2. 重点的に進める施策

該当なし

業績目標 2-1 : 消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

消費者の視点に立ち、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、消費者に対する情報提供等を行うとともに、酒類製造業及び酒類販売業の体質改善を支援する必要がありますので、業界の自主的な取組の支援に努めます。

2. 施策に関する基本的考え方

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう以下の施策を行い、市販酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ります。

イ 小売販売場から市販酒類を買い上げ、安全性や消費者が入手する段階における表示内容・品質を調査し、その結果に基づき酒類業界に対して情報提供及び技術指導を行います。

また、消費者に対しても国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) を通じて情報提供を行います。

ロ 酒類業者に対して独立行政法人酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の改善に関する指導等を行い、併せて安全性に対する意識の更なる向上にも取り組みます。

なお、醸造技術の改善に関する指導等については、満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえながら指導の充実を図ります。

(新)業績指標2-1:酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談の満足度 (単位:%)

事務年度	平成19年度	20年度目標値
上位評価割合	N. A.	80

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 数値は、技術指導・相談についてのアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP67参照。

(注2) 平成19事務年度実績値は、平成20年7月末までにデータが確定するため、平成19事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注3) 平成20年度実績値は、会計年度にて公表予定。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

酒類製造業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類製造業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を図れるよう支援します。

また、各地の酒類業団体がきき酒会や情報交換会等を通じて消費者の意見を反映した事業を行えるよう支援するとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上を支援します。

酒類販売業の経営改善等に対する支援としては、経営指導の専門家等の派遣、成功事例や各種中小企業施策に関する情報提供を積極的に行います。

ロ 輸出環境の整備等

海外での日本食ブームに伴い、日本文化としての酒類等への評価が高まっていることから、酒類の輸出に関する必要な手続きや諸外国の規制等に係る情報の収集及び提供のほか、海外において諸団体が行う情報発信活動を支援するなど、輸出環境の整備に努めます。

我が国が推進する経済連携協定(EPA)交渉については、国内酒類産業の実情を踏まえつつ適切に対処します。

(3) 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

酒類の製造技術の向上と安全性の確保のため、酒類業界との意見交換を活発に行い、流通管理も含めた技術面での指導・相談を積極的に行います。

また、独立行政法人酒類総合研究所とも連携し、技術的に高度な問題に対応しつつ、酒類業の発達に資するための基盤を整備します。

(注) 平成18年度から、独立行政法人酒類総合研究所は、非公務員型の独立行政法人となり、民間・大学等とより密接な連携が図れることになりました。

3. 参考指標

2-1	酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数
2-2	市販酒類買い上げ調査件数

業績目標 2-2：酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

1. 業績目標に関する基本的考え方

致酔性・依存性を商品特質とする酒類については、近年の規制緩和の進展や人口減少社会の到来などによりその市場に大きな変化が見られることを踏まえ、公正な取引の確保に取り組みます。また、未成年者飲酒防止や飲酒運転根絶等の社会的要請がますます高まりを見せており、業界の自主的な取組への支援等に努めます。

更に、酒類の容器や製造過程において発生する食品廃棄物に係る対策が必要ですので、その周知・啓発等に努めます。

2. 施策に関する基本的考え方

(1) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「新指針」といいます。）を公表・周知するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

(注) 新指針は、公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法を明らかにしたものです。

(2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒及びアルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、関係各省庁や業界等と連携して、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行っていきます。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めます。

なお、酒類自動販売機については、関係組合とも連携して年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。

業績指標2-2：酒類自動販売機（従来型機）の設置状況

(単位：台)

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
従来型機	30,558	21,598	16,662	N. A.	減少

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各年度4月1日現在の状況。平成19年度実績値は、平成20年7月末までにデータが確定するため、平成19事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注2) 従来型機とは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機をいう。

(3) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

3. 参考指標

(新)	2-3	酒類業組合等に対する行政施策の説明回数
	2-4	酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数
	2-5	酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数
	2-6	酒類自動販売機の設置状況

業績目標 2-3：酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

酒類の製造及び販売業を行うためには免許が必要です。免許の申請等に当たっては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努め、申請者等への行政サービス水準の維持・向上に努めます。

また、規制緩和の進展により、酒類免許場が増加しており、長期休業場等についての的確な実態把握を行い免許の取消しを行うなど適切な対応に努めます。

2. 施策に関する基本的考え方

(1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

酒類の製造及び販売業免許については、酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理等に努めます。

なお、免許処理に当たっては、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用に努めます。

標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内としています。平成20事務年度においては、構造改革特別区域法（以下「特区法」といいます。）の改正に伴う果実酒などの酒類製造免許の申請が見込まれるところですが、標準処理期間内の処理件数割合の目標値を100%として処理を行います。

業績指標2-3：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合（単位：%）

事務年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
処理件数割合	100.0	100.0	100.0	N. A.	100

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 平成19事務年度実績値は、平成20年7月末までにデータが確定するため、平成19事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注2) 平成20年度実績値は、会計年度にて公表予定。

(2) 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

特区法に基づく製造免許の申請者や特産品しょうちゅうの製造免許申請者等に対しては、申請書類の作成や記帳義務・納税申告手続き等について懇切丁寧な説明に努めます。

3. 参考指標

2-7	酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移
2-8	構造改革特別区域法に基づく酒類製造免許付与件数の推移